

上田市地域防災計画の主な修正点

本計画は、平成 23 年度に修正された「長野県地域防災計画」との整合を図りながら、東日本大震災における教訓や平成 22 年夏季の豪雨災害による経験を踏まえて、上田市地域防災計画を見直したものです。本計画の主な修正点は次のとおりです。

防災基本方針について

災害が発生した場合、被害を完全に防ぐことは不可能であり、あらかじめ被害の発生を想定した上で、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とします。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的な被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図るものとします。

1 災害対策本部体制の強化

対策本部の設置場所について

本庁舎が被災した場合の災害対策本部の設置順位は、市役所からの距離、建物の耐震性などを考慮して、予め決めておきます。

広域避難場所に対応する職員体制

広域避難場所ごとに運営を担当する市の部局を決め、担当する職員を迅速に配置できるように体制を整え、避難場所開設から運営体制にスムーズに移行できるようにします。

職員の配備区分

災害発生時原則として、職員は自分の所属に参集します。自分の所属に参集できない場合は、最寄りの本庁舎、丸子・真田・武石地域自治センターに参集し、必要な応急対策を実施するものとし、迅速な応急対応体制を構築します。

2 避難場所開設・運営体制の見直し

避難場所の開設・運営

災害の種別（地震・風水害等）に応じて開設する避難場所を予め決めておくものとします。避難場所開設基準を震度 5 弱以上とし、「避難地と避難施設」を明確に分け、地震時は校庭などをまず開設します。体育館等の施設は安全が確認されるまで、原則避難者の収容を行わないものとします。自治会が管理する第一次避難場所についても「避難地と避難施設」の役割に応じた避難を行うものとします。

広域避難場所の円滑な運営

避難場所の円滑な運営を図るうえで、地域住民（自主防災組織）による避難場所運営組織の結成を進めます。また、自主防災組織や施設管理者等の協力による、障害者、男女の視点などを取り入れたストレスが少ない避難生活の運営がどこでも行えるように「避難場所運営マニュアル」の整備を進めます。

避難場所外避難者への支援

在宅避難者を含む「避難場所外避難者」の避難状況の把握に努め、関係団体等と連携し、食料や物資の提供、必要な情報の提供、避難場所への移送などの支援を行うものとします。また、避難生活での健康維持を図るため、健康指導等の実施に努めます。

広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めます。

住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対し、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかな住宅の提供に努めます。また、住宅のあっせん等に際しては、できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとします。

3 大規模災害時の活動体制の構築

広域的な応援部隊の受入

市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン関係機関等を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図ります。また、必要な活動拠点の確保に努めます。

広域的な応援体制の整備

関係自治体との平時からの情報交換や防災訓練の参加などを通じ、災害時の円滑な応援体制の確保を図ります。

他の都道府県等へ応援を行う場合は、県と市町村が一体となった効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図ります。

帰宅困難者等対策

市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所に対して、備蓄や災害時対策マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図ります。

災害廃棄物の処理

災害により大量に発生した粗大ごみ、不燃性ごみ等は処理施設での処理が困難な場合には、周辺環境等に十分注意を払い、必要に応じて仮置き場を設けるものとします。

4 原子力災害対策編（新設）

長野県地域防災計画「原子力災害対策編」に準じ、上田市地域防災計画に「原子力災害対策編」を新設します。

本編は、総則、災害に対する備え、災害応急対策、災害からの復旧・復興、核燃料物質等輸送事故災害への対応などから構成するものとします

5 その他事項の対応

業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図るものとします。

孤立地域対策活動

東日本大震災では道路等の寸断による孤立だけでなく、通信手段が途絶えてしまう集落も多く発生しました。市は孤立する可能性のある集落等に対し、非常時通信手段の確保を図るものとする。

観光地の災害応急対策

市、県、関係機関等が相互に連携、連絡体制を構築し、地理状況に不案内な観光客や外国人旅行者について、情報提供体制、避難誘導體制の確立等、防災対策の一層の充実を図るものとします。

男女共同参画の視点による防災対策

防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図ります。災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取組みを進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握する必要があります。地域防災計画の策定及び災害に関する政策・方針を決定する際には、女性の参画を促し女性の視点で計画等を決定するよう努めます。

住民等への的確な情報の伝達

災害発生等の情報を市ホームページ、メール配信サービスのほか、ツイッター等のソーシャルメディア、臨時災害放送局等を活用し、多角的な情報の発信に努めます。

義援物資及び義援金の受入れ体制

被災者のニーズを把握し、義援物資等の支援を呼びかけます。
なお、被災地での混乱を参考にして状況によっては「個人が直接送る義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表するものとします。

消防力の強化及び、自主防災組織等の育成に関する計画

自主防災組織の育成強化を図るために、研修会や訓練の実施支援、消防団経験者等の加入を呼びかける等の支援を行うものとします。
消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年や女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとします。

総合的な被災者相談窓口の設置

関係機関と連携し、避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとします。

医療機関との連携体制の強化

市、県、県警察本部、消防機関等と医療機関が相互に連携し、救助活動、救急処置、医薬品・医療用資機材の提供など大規模災害に対応した活動を行うものとします。